

美世志会地位確認訴訟（民事） 上告棄却弾劾！

10月3日、最高裁判所第三小法廷は、美世志会の地位確認訴訟（民事）で「上告を棄却する」決定を下しました。昨年12月11日、東京高等裁判所が美世志会6名全員の不当解雇を認める不当判決を下しました。この不当判決を美世志会はじめ労働組合として、到底認められるものではありませんし、許されるものではありません。直ちに美世志会の仲間は最高裁判所に上告を申し立てました。

そもそもJR浦和電車区事件は公安警察がデッチ上げたえん罪であり、強要の事実も無ければ、「職場秩序の混乱」「会社の信用の失墜」の事実もありません。また、取調官の言動から国策捜査・政治弾圧であることは明白です。

現安倍政権下においては、この様に司法も一体となりながら労働組合への弾圧がかけられてくることは明白です。しかし、私たちは労働組合としてこれを許すわけにはいきません。

反動上告棄却決定に対する怒りをバネに、美世志会と共に今後最大限闘っていかうではありませんか。

事実誤認または単なる法令違反を主張するものとして上告を棄却することは、えん罪と同じだ！